

公益社団法人下関市シルバー人材センター役員の報酬等 及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人下関市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第3項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、センターを主たる勤務場所とし、週3日以上センターの業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 センターは、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、常勤役員が職員を兼ねる場合は、職員給与規程を適用し、この規程は適用しないものとする。

- 2 常勤役員の報酬は、月額とする。
- 3 非常勤役員の報酬は日額とする。
- 4 役員には、役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員の報酬額は別表1「常勤役員の報酬月額」及び別表2「非常勤役員の報酬日額」に定める金額の範囲として、理事は理事会の承認、監事は監事の協議によって定める。

- 2 前項の役員の報酬総額は、別表4「役員の年間報酬総額」に定める範囲内とする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、支給日は、職員給与規程第4条を準用するものとする。

2 非常勤役員の報酬は、日額とし、理事会等への出席の場合はその都度支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。ただし、前条第2項については、現金で直接本人に支給する。

2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 センターの役員が職務の執行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 費用の額は、別表3により予算の範囲内において支給する。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程の一部変更は、令和2年5月29日（総会で決議した日）から施行する。

附 則

この規程の一部変更は、令和5年6月2日（総会で決議した日）から施行する。

別表1 常勤役員の報酬月額

区 分	報 酬 月 額
(1) 理事長	月額13万円までの範囲内
(2) 副理事長	月額13万円までの範囲内
(3) 常務理事	月額17万円までの範囲内(ただし、職員が常務理事を兼任する場合は、職員給与規程を適用する。)

別表2 非常勤役員の報酬日額

(1) 理 事	管内1職務(理事会等出席)につき	日額	5千円までの範囲内
(2) 監 事	管内1職務(理事会等出席)につき	日額	5千円までの範囲内

別表3 費用の額

(1) 非常勤役員の管内職務に係る費用
各非常勤役員の自宅からセンター又は開催場所までの距離に基づく次の額2キロメートル以上を対象とし、キロメートル数(1キロメートル未満は切り捨て)×37円とする。
(2) 役員の管外職務に係る費用
旅費規程に定める金額
(3) その他
実費

別表4 役員の年間報酬総額

(1) 理事の年間報酬総額	580万円までの範囲内
(2) 監事の年間報酬総額	10万円までの範囲内